		限る°）´吉塚四丁目´七丁目及び八丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る°）並びに立花寺一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る°）
	（略）	
備考　（略）		

		の図面に示す部分に限る°）´吉塚四丁目（次の図面に示す部分に限る°）´七丁目（次の図面に示す部分に限る°）及び八丁目（次の図面に示す部分に限る°）並びに立花寺一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る°）
	（略）	
備考　（略）		

第七号の表対象空港の区域の項及び対象空港に係る対象施設周辺地域の項の図面を次のように改める°
（「次のよう」は´省略し´その図面を国土交通省に備え置いて縦覧に供する°）

附　則

この告示は´令和七年四月二十一日から施行する°

官　庁　発　表

官　庁　事　項

麦の需給に関する見通しの公表について

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第41条第１項の規定に基づき、麦の需給に関する見通しを令和７年３月26日付けで次のとおり定めたので、同条第３項において準用する同法第４条第５項の規定に基づき、公表する。

令和７年４月18日　　農林水産大臣　江藤　　拓

麦の需給に関する見通し

麦の需給に関する見通しの策定の考え方

麦の需給については、国内産麦では量的又は質的に満たせない需要分について、国家貿易により外国産麦を計画的に輸入することとしています。

令和７年度の麦の需給に関する見通しについては、近年の総需要量や国内産麦の流通量の実績等を踏まえ、以下のとおりとします。

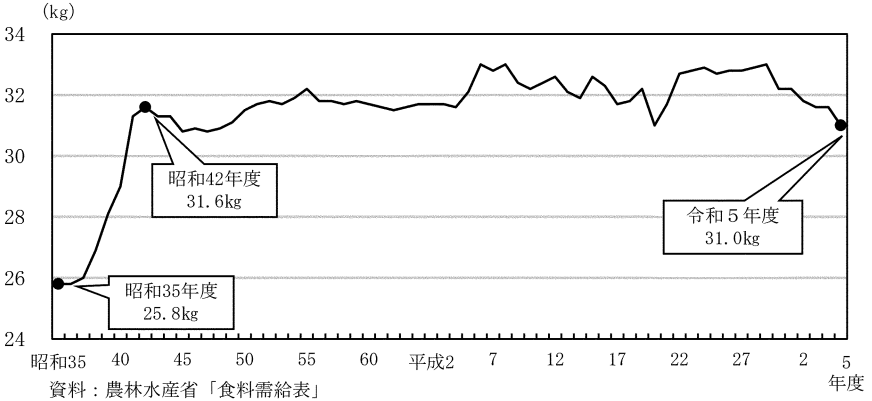
１―１　食糧用小麦の総需要量

日本の人口は近年減少局面を迎えており、食糧用小麦の１人当たりの年間消費量は、近年減少が続いていますが、おおむね31～33kgで推移しています（図１）。

食糧用小麦の総需要量㈱は、新型コロナウイルス感染症の影響による外食需要の低迷から需要が減少しましたが、一時は回復の兆しもあり、近年は550万トン程度で推移しています。令和７年度の食糧用小麦の総需要量については、直近３か年（令和４年度から令和６年度まで）の平均総需要量である552万トンと見通します（図２）。

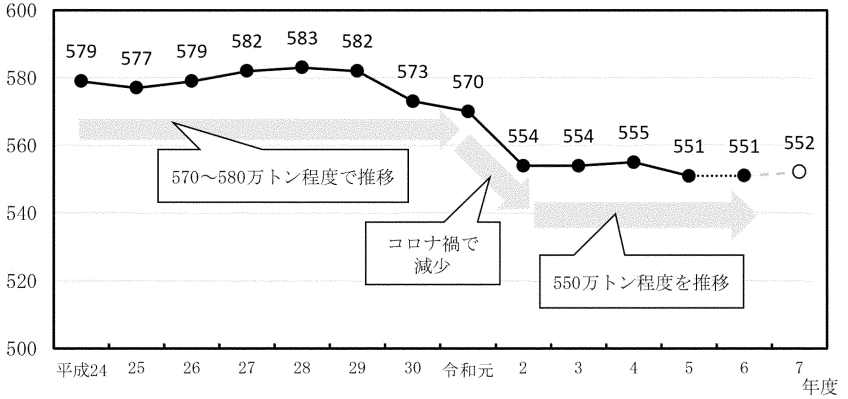
㈱　食糧用小麦の総需要量は、国内産食糧用小麦の流通量、米粉用国内産米供給量及び政府からの外国産食糧用小麦の販売数量の合計から実需者（製粉企業等）の在庫数量の増減分を勘案して算出（以下同じ。）。

図１　食糧用小麦の消費量の推移（１人１年当たり）



資料：農林水産省「食料需給表」
注：令和５年度の数値は概算値である。

図２　食糧用小麦の総需要量の推移



資料：農林水産省「麦の需給に関する見通し」（各年度）
注：令和６年度の数値は見込値である。